

令和3年10月1日から利用できます！

厚木市産後ケア事業

出産後のお母さんと赤ちゃんが、助産師等による専門的なケアを受け、自宅で安心して生活できるようサポートする事業です。産後の体調を整え、育児の不安を解消するためにご利用ください。

利用対象となる方

厚木市に住民登録のあるお母さんと赤ちゃん（生後5か月未満）で、いずれかに該当している方

- 1 お母さんの体調に不調がある又は育児不安がある方
- 2 産婦健康診査の結果、医師から産後ケア事業の利用を勧められた方
- 3 ご家族等から産後の支援が受けられない方

※母子ともに医療行為の必要がなく、感染症状がない方のみご利用いただけます。
また、ご利用には審査があります。



サービス内容

- ・お母さんと赤ちゃんの健康管理や生活相談
 - ・お母さんの休息
 - ・授乳方法の指導や乳房ケア
 - ・赤ちゃんの体重測定、発育状況の確認
 - ・沐浴や抱っこ等の育児方法の実技指導等
- ◆託児を目的とした事業ではありません。
- ◆利用日2日前の17時以降のキャンセルには、キャンセル料（利用料）がかかります。

利用時間

平日の午前10時から同日午後3時までの原則5時間。（合計7回まで利用可能）

※詳しい利用方法については、健康づくり課へお問い合わせください。

利用料

1回2,500円

- ◆多胎児の場合も料金は、変わりません。
- ◆市町村民税非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方は、利用料の減免があります。
詳しくは、お問い合わせください。
- ◆事業利用中に診療行為を受けた場合や時間の延長があった場合は、別料金が加算されることがあります。

※市町村民税非課税世帯の方で転入などにより厚木市で当該年度の所得が確認できない場合は、前住所地の市町村が発行する年度の所得証明書が必要な場合があります。

申請の手続き

必ず事前に健康づくり課「ひだまり広場」へご連絡ください。サービスの内容の詳細を調整、決定します。（詳細は、裏面をご参照ください。）

持ち物

◆赤ちゃんのもの

おむつ、ごみ袋（おむつ用）、おしりふき、着替え、哺乳瓶、ミルク、ガーゼ、タオル
お手元にある方は、健康保険被保険者証、医療証など

◆お母さんのもの

母乳パッド、生理用品、洗面用具、ゆったりできる着替え、健康保険被保険者証など

◆その他

厚木市産後ケア事業利用券、母子健康手帳、自己負担金

利用できる施設

※施設や利用日は、ご希望に添えない場合があります。

- ①厚木市立病院
- ②塩塚産婦人科
- ③並木産婦人科



産後ケア利用の流れ

事前相談：電話や面談にて利用希望の理由を伝え、サービスの説明を聞く



妊娠中の場合
※妊娠28週以降申請可



出産後の場合



「厚木市産後ケア事業利用（変更）申請書」を提出する

※申請は、「ひだまり広場」窓口での面談、保健師及び助産師の家庭訪問において受け付けます



「ひだまり広場」へ出産の連絡をする（家族からでも可）

「ひだまり広場」が御希望を確認し
利用施設と利用内容を
コーディネートする



「ひだまり広場」から日程及び施設決定の連絡を受ける



郵送で利用承認通知書及び利用券（利用回数分）が郵送で届く



利用日当日、利用券を持参し産後ケアを利用する



利用後、施設に利用料を支払い、領収書を受け取る



<問い合わせ先> 厚木市役所 健康づくり課

「母子健康包括支援センター」 ひだまり広場
〒243-0018 厚木市中町1丁目4番1号
046-225-2929

